

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

茨城県人事委員会が月例給・一時金の改定見送りを勧告

茨城県人事委員会は10月9日、県知事及び県議会議長に対して、「①月例給、一時金の改定見送り ②2006年の給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 ③50歳台後半層の給与水準抑制のための昇格制度の見直し」を主たる内容とする勧告及び報告を行なった。

「給与構造改革における経過措置（現給保障）」はそもそも2006年の給与構造改革の実施により給与月額等が大幅に減額された不利益を緩和するためとして労使が合意した措置である。対象者がなくなるまで継続することが当然である。国家公務員とは異なり、茨城県は現在でも8,500人を超える支給対象職員が在職している。「対象者が減少した」ので廃止すべきとする県人事委員会の主張は失当である。

今後、茨高教組は地公労に結集し、茨城県内の地方公務員の生活を守るため、賃金・諸手当の改善、労働条件の改善に向けて茨城県当局との交渉を強化していく。

報告及び勧告の概要は以下のとおり。

○月例給

「改定見送り」

民間	職員	較差
381,307円	381,087円	220円(0.06%)

(公民較差)

○一時金（ボーナス）

「改定見送り」

民間	職員	較差
3.97月	3.95月	0.02月

(公民較差)

○給与構造改革における経過措置（現給保障）

「制度導入から相当期間が経過し、受給者数及び受給額とも減少していることと、国の2014年3月に廃止及び他県動向を踏まえ、廃止。」

	受給者数	平均月額	受給者割合
行政	1,236人	10,256円	20.1%
教育職(二)	1,326人	13,675円	22.6%
全職員	8,543人	14,034円	26.9%

(茨城県職員の「現給保障」受給状況 2012年)

*解説 「現給保障」とは、2006年度に実施を強行した「給与構造改革」（平均5%給与引下げ。給料表の細分化）時の「激減緩和」措置。現在の号給が2006年当時の給料（＝「現給」）を下回る場合には、差額分を支給（＝「保障」）するもの。2006年の給料額は「保障」されているが、以降7年間、給料額はまったく上昇していない。

○若年・中堅層を対象として昇給回復

「給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給のうち、平成20年4月1日に抑制を受けた昇給を1号給回復。(2013年4月1日実施)」

○高齢期の雇用問題

「雇用と年金の接続を図ることは喫緊の課題。今後は新たな再任用制度の導入が見込まれることから、国の動向等を注視しつつ、県全体として適切に対応していく必要がある。」

○超過勤務の縮減

「管理監督者による適切な管理・指導の実施。業務の必要性の再検討の継続。年休等の計画的取得、休暇を取得しやすい環境整備の必要」

○職員の健康保持

「メンタルヘルス対策と職員の健康保持のためにとりくみのさらなる強化」

○退職手当

「本県制度が国に準拠していることから、国の動向を注視しながら、見直しについて検討する必要がある」

○昇格制度の改正

「2013年4月1日から、高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するよう所要の改正を行う必要がある」

顕著な放射能汚染を見逃す「特措法」運用の問題点

「収束」宣言と福島原発の現状

「福島原子力発電所事故は終わっていない。」

国会が設置した「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」（黒川清委員長。略称「国会事故調」）が7月5日に提出した報告書冒頭の一文である。事故の影響が今後数百年、数千年、それ以上にわたって続くことを意味するだけではない。現場では高度の放射線量のゆえに「原子炉建屋」内部への立ち入りは困難であり、その内側の「格納容器」、さらにその内側の原子炉本体である「圧力容器」内部の状態はほとんどわからない。核物質の大気・大地・海への漏出は今も続いている。溶融した核燃料がどこにどのような状態で存在するのかすらまったくわからないなか、ひたすら水をかけ続け、溢れ出てきた水の一部を回収してタンクに溜める作業が続いている。「収束」にはほど遠く、福島第一原子力発電所の事故は進行中というほかない。

とりわけ4号炉建屋の状態は深刻であり、上方にある「使用済み核燃料」を満載したプールの崩落が、現下最大の懸念材料となっている。今後地震等でプールが損傷・崩壊し、冷却ならびに核反応を抑制する作用を担っている水が流出して核燃料が剥き出しになれば、燃料棒の被覆材のジルコニウムが発火炎上し、想像を絶する核災害に発展する。核燃料プール内にある約1500本の核燃料集合体の取り出し作業の着手予定は2013年末とされている。その完了の見通しは立っていない。



【図1】3号炉建屋上半部での瓦礫撤去作業 左上の水面が核燃料プール

「剥き出しの原子炉」である核燃料プールの処理が完了してから、原子炉本体の処理解体に着手することになる。圧力容器の上蓋を開放して核燃料を全部取り出す作業の完了までが「廃炉」作業の第一段階であり、以後、圧力容器、それを納める格納容器、それらを含む原子炉建屋全体の解体もしくは封じ込めまでが「廃炉」の第二段階である。

現在、核燃料プール内の核燃料の撤去作業に取りかかるための準備作業としての、爆発で崩壊し瓦礫となった1号、3号、4号機の建屋上半部を撤去する作業がはじまったに過ぎない。「廃炉」作業のはるか以前の段階なのだ。

図1は、3号機建屋の上半部の使用済み核燃料プール周囲の瓦礫を掴んで撤去している様子である(2012年9月22日)。この直後、掴み損ねた長さ7m、重量470kgの鉄骨がプール内に落下した(www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1221394_1834.html)。

高線量の中、「UFOキャッチャー」のような不確実な手法で作業を進めざるをえない状況が見て取れるだろう。東北地方の太平洋岸は数十年周期で巨大津波に襲われている。19世紀以降だけでも1856(安政3)年7月23日、1896(明治29)年6月15日、1933(昭和8)年3月3日と、ほぼ40年おきに襲来している(吉村昭『三陸海岸大津波』2004年、文春文庫〔原著は1970年刊〕)。今回は間隔が従来の40年より長めで、その分だけ地震の規模が大きかったようであるが、「千年に一度」の大津波だったわけではない。「想定外」との弁明は真っ赤な嘘であり、今後も、おおむね40年間隔で大地震・大津波があるものと考えべきだろう。そうなれば「廃炉」作業が完了していない福島第一原子力発電所を、次の大地震・大津波が襲う事になるだろう。

【1 原発事故記事つづき】

「除染」対象校の絞り込み

前回（第1053号）示したとおり、茨城県内の県立学校122校（太田第二高校里美校と並木中等教育学校含む高校101校、特別支援学校21校）のなかで、今秋以降、「放射性物質汚染対処特別措置法」による「除染」作業がおこなわれることになっているのは、わずか11校（高校7校、特別支援学校4校）である。111校は汚染の程度にかかわらず対象外となった。この111校はほんとうに「除染」の必要のない学校なのだろうか？

茨城県内の44市町村のうち、環境省に対して「汚染状況重点調査区域」指定を申請した市町村は20市町村（45%）にとどまった。55%の24市町村は、汚染の程度にかかわらずみずから「除染」の対象外となることを選んだのである。これにより、県立学校122校のうち24市町村に立地する67校は、汚染の程度にかかわらず自動的に「除染」の対象外となった。

指定された20市町村域については、各市町村役場が「除染」の対象・方法等を計画して環境省に申請し、承認され次第作業を実施することとされている。すでに市町村立小中学校や公園の一部などで作業がおこなわれている。いっぽう「汚染状況重点調査区域」となった20市町村に立地する県立高校・県立特別支援学校については、立地する当該市町村役場ではなく茨城県教育委員会が一括して計画を策定することとされている。

20市町村の行政区画内には、県立高校・県立特別支援学校があわせて56校あるが、このうち、環境省がさだめた基準値である空間放射線量 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 〔毎時 0.23 マイクロシーベルト〕以上の学校11校（20%）だけが「除染」の対象として選定された。

ところで、昨年（2011年）6月7日から10日にかけて、茨城県教育委員会が原発事故後初めて県立学校の汚染状況を測定したデータによると、空間放射線量が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の県立学校は33校（高校27校、特

別支援学校6校）あった。このうち、「汚染状況重点調査区域」への申請をおこなわなかった24市町村に立地する4校（大洗高＝大洗町、石岡一高・石岡二高＝石岡市、内原特別支援学校＝水戸市）をのぞくと29校である。この29校のうち11校（高校7校、特別支援学校4校）をのぞく、高校17校と特別支援学校1校は、「汚染状況重点調査区域」内にあり、しかも基準値の $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上でありながら今回「特措法」による「除染」の対象外とされた（高萩清松高、日立商高、日立北高、鹿島灘高、土浦二高、土浦三高、土浦工高、土浦湖北高、竜ヶ崎一高、江戸崎総合高、取手松陽高、藤代紫水高、牛久高、牛久栄進高、並木中等教育学校、つくば工科高、荳崎高、北茨城特別支援学校）。

対象校激減のカラクリその1

これは、環境省が茨城県教育委員会に対して、2011年6月のデータではなく、申請時点（2012年2月・3月）の放射線量の測定データを提出するよう求めたことによる。提出したデータは未公表であるが、県教委の説明によれば29校中18校が $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回った。その理由としてまず思いつくのは、放射性物質の「半減期」の件である。シンチレーション式サーベイメータによって測定されたガンマ線がいかなる放射性核種によるもので、そのうちセシウム134による寄与分がどれほどであるかのデータはないが、最初のデータを採取した2011年6月から、環境省への申請データを採取した2012年2月・3月までの8ないし9か月で、半減期が2年のセシウム134が一定

程度（ベータ線やガンマ線を照射したうえで）減少したはずである。

原発事故直後には膨大な量のヨウ素131も飛散したはずであるが、それらのデータは全国の原子力施設等での定点観測設備や、2011年3月21-22日の降雨後の東京都東部の浄水場など、ごく一部で測定・公表されただけで、全体像はついに明らかにならなかった。政府は測定をあえて怠り、測定したとしても公表しないことで、半減期が8日つまり1か月半もたてば当初の1000分の1以下に減少するため、あとの測定が不可能となるヨウ素131放出の全体像を隠蔽した。それと同じ手法を今回セシウム134について用いたのである。つまり、あえて放出から1年後の最新データにこだわることで、半減期2年のセシウム134が一定程度減少するまでの時間を稼ぎ、「除染」対象物件の範囲をせばめたのである。

対象校激減のカラクリその2

しかしながら、それだけでは29校から11校への激減は説明できない。放射線量測定の具体的手法に鍵がある。「特措法」の運用にあたる環境省は次のように指定している（「汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の測定方法にかかるガイドライン」第1編、14頁。www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-gl01_ver1.pdf）。

- ・その区域の平均的な線量を把握することが目的なので、樹木の下や側溝など局所的に線量が高い可能性のある地点は測定地点としない。
- ・それぞれの学校や公園等における測定地点は5点程度を目

安とする。

これは、この「ガイドライン」が「参考資料」として明示しているとおり（13頁）、文部科学省の「学校等における放射線測定の手引き」（2011年8月）を踏襲したものである。「手引き」は、「校庭・園庭についてはサイコロの5の目の形状で5点を測定します」とし、「草地」を避けるよう明言していた。学校の場合、土のグラウンドで高さ1mの空中放射線量を測定するよう指定していることになる（図2）。

雑草が生えている地面や芝生の場合、2011年の事故直後の数値と、1年後の数値、さらに1年半を経過した現在の数値はほとんど変化していない。放射性物質は、草や芝の地上部分の葉や茎ではなく、ほとんどがその下の根の周囲の土壤に浸透している。その深さは数cm以内であり、芝生の場合、通常の芝刈りでは放射線量はほとんど変化しないが、根と土壤を5cm程度はぎ取る（「抜根」）ことで、放射線量は激減する。

いっぽう土のグラウンドの場合は、2011年の事故直後（といっても早くも6月であるが）の数値と、1年後の数値、さらに1年半を経過した現在の数値をくらべると、顕著に減少している。これはほとんどの学校に共通する現象である。

放射性物質を含んだ表層の土が風によって吹き飛ばされること、降雨によって洗われ流出すること、生徒が授業や部活動の際に蹴散らし攪拌されること、などが原因と考えられる。とりわけ高校では、硬式野球部によるトンボ掛けや年間数十トンの客土などのグラウンド整備がおこなわれており、はっきりと放射

線量が減少している。半分以下というほどではないが、おおむね3割程度は減少している。その分だけ、グラウンド整備の及ばない周縁部分の土の吹き溜まりや、草地などでは放射線量が高くなる傾向がある。

土のグラウンドだけ、しかも周縁を避けて測定した「 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 」で線引きをすると、校地全体が相当程度汚染されている学校であっても対象外になってしまう。たとえば、昨年9月、当時「除染」の基準とされていた $1\mu\text{Sv/h}$ を超える汚染が指摘され、部分的な「除染」がおこなわれた藤代高校（取手市＝「汚染状況重点調査区域」）である。

藤代高校は、郊外にあって風をさえぎるものがないため、グラウンドの土が北東側の合宿所前のアスファルト舗装面に吹き溜まり、約 50m^2 にわたって厚さ数cmに堆積していた。事故から数か月後、グラウンド表層の汚染された土砂が一か所に集まったため、高さ1mでの線量が $1\mu\text{Sv/h}$ を超えたものと思われる（www.mito.ne.jp/~iba-kou/sokutei/huzisiro110909.pdf）。藤代高校では原発事故後、独自に測定器を購入し、雨樋下の土砂の除去などをおこなっていたが、当初は合宿所前の高線量は観測されていない。グラウンドの土砂が移動して堆積し6月ころから高線量を示すようになった。

2012年春の時点で $0.23\mu\text{Sv/h}$ をわずかに下回っただけのグラウンドのほか、芝生やアスファルト舗装面、側溝などの顕著な放射能汚染があるにもかかわらず、「特措法」による除染の対象外とされた藤代高校の例は氷山の一角であり、同様の不合理は他にも数多くある。■



【図2】 右上の学校の校庭に「サイコロの5の目」が示されている。周縁を避け、相対的に放射線量の低い土の部分だけ測定するよう指定されている。